

平成22年度に実施した個別指導において
保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な
指摘事項

関東信越厚生局

平成23年9月

目次

I 診療に係る事項	
1 診療録	1
2 基本診療料等	2
3 医学管理	2
4 在宅医療	3
5 検査	4
6 画像診断	4
7 投薬	5
8 リハビリテーション	5
9 処置	5
10 手術	6
11 麻酔	7
12 歯周治療	7
13 歯冠修復及び欠損補綴	7
14 歯科矯正	8
15 保険外診療	8
II 事務的取り扱いに係る事項等	
16 事務的取り扱いに係る事項	9

【凡例】

文中の記号については、それぞれ下記の内容を示している。

◎ 総論的な事項

○ 個別内容に関する事項

I 診療に係る事項

1 診療録

- ◎ 診療録は患者の病状経過等を記録しておく重要なものであり、診療報酬請求の根拠となることを十分に認識し、保険診療に関する必要事項（症状、経過など）は、遅滞なく正確に記載するとともに内容の充実に努めること。
- ◎ 保険医は「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等の諸規則を十分に理解し、適正な保険診療に努めること。

診療録の記載内容

- 診療録第1面の記載事項（主訴、傷病名、歯式、口腔内所見、開始、終了、転帰等）は的確に記載すること。
 - ・慢性歯周炎を傷病名欄に記載する際は、歯周炎の進行の度数を省略することなく、記載すること。（P₁、P₂、P₃と分けて部位ごと記載すること。）
 - ・う蝕症を傷病名欄に記載する際は、う蝕の度数を省略することなく記載すること。（C₁、C₂、C₃と分けて部位ごと記載すること。）
- 診療録第2面の記載内容（症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、治療方針、印象材料、補綴物名、使用金属等）の充実に努めること。
- 診療録は、療養担当規則に定める様式を使用すること。
- 診療録の記載は、保険点数が算定されない診療行為であっても、診療行為の手順に沿って正確にもれなく記載すること。
- 診療録の不適切な記載（行間を空けた記載、欄外への記載、療法・処置記載欄への複数行の記載、判読困難な記載、独自の略称の使用、ぬりつぶし・修正液・上書きによる訂正）を行わないこと。
- 患者へ文書を交付することが算定要件となっている項目について、文書の写しを診療録に添付すること。
- 同一患者を複数の歯科医師が担当する場合には、責任の所在を明確にするために診療の都度、診療録に署名・押印等を行うこと。
- 診療録に口述筆記を行う場合は、主治の歯科医師が確認のうえ署名・押印等を行うこと。
- OA機器にて診療録を作成する場合は、診療の都度診療内容を確認し、署名（記名押印）を行うこと。（「診療録等の電子媒体による保存について」（平成11年4月22日付け健政発第517号・医薬発第587号・保険発第82号厚生省健康政策局長、医薬安全局長、保険局長通知）に該当する、いわゆる電子カルテを除く。）

2 基本診療料等

- 歯科初診料は、健康診断の結果に基づく時には算定できないので改めること。
- 経過観察中、歯周治療中、有床義歯管理料を算定中の患者に対しては、初診料は算定できないので改めること。
- 歯科再診料の算定誤りがみられた。（一連の治療行為にもかかわらず同一日に2回の算定）
- 再診相当であるものについて、初診料で算定している例が認められたので改めること。
- 障害者加算に係る診療録記載（その治療の困難状況）が不十分な例が認められたので改めること。

3 医学管理

- ◎ 医学管理について、保険請求の根拠となるべき具体的記述や、必要事項（管理内容等）の記載が充実していない例が認められたので改めること。
また、患者への文書提供が算定要件となっているものについては、患者への文書提供を行うとともに診療録へその写しを添付すること。

歯科疾患管理料（機械的歯面清掃加算を含む）

- 歯科疾患管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 2回目以降の算定において、診療録に管理内容の要点記載がない
 - ・ 2回目以降の継続管理計画書が必要な時期（3月以内）に提供されていない
 - ・ 管理計画書の提供が前回の提供日から3月以上経過
 - ・ 患者に提供する文書が所定の様式に準じていない
 - ・ 機械的歯面清掃加算において、歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容が診療録に記載されていない

歯科衛生実地指導料

- 歯科衛生実地指導料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 歯科衛生士業務記録簿を作成していない
 - ・ 歯科衛生士業務記録簿の記載内容、歯科衛生士の署名がない
 - ・ 歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容等の要点が診療録に記載されていない
 - ・ 同時刻に2名の患者に対して歯科衛生実施指導料を算定
 - ・ 実施時刻の開始及び終了時刻が画一的

薬剤情報提供料

- 薬剤情報提供料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。

- ・患者への提供文書に相互作用の記載がない
- ・手帳記載加算において、薬剤手帳に情報の記載がない

新製有床義歯管理料、有床義歯管理料、有床義歯長期管理料

- 管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・診療録に当該管理の要点記載がない
 - ・有床義歯管理料の算定にあたって、装着月から3ヶ月を超えて算定
 - ・新製有床義歯管理料の患者提供文書の内容において、有床義歯の取扱い、保存、清掃方法等についての指導内容の記載が画一的
 - ・有床義歯床下粘膜調整処置の実施期間中の算定

4 在宅医療

- ◎ 歯科訪問診療を行うに当たっては、「歯科訪問診療における基本的考え方」(平成16年日本歯科医学会)を参考に適切に行うこと。

歯科訪問診療料

- 歯科訪問診療料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・実態どおりの診療時間を診療録に記載していない
 - ・患者の症状に基づいた訪問診療の計画を定めていない
 - ・訪問診療の計画が診療録に記載がない
 - ・著しく歯科診療が困難な障害者でない患者に対して障害者加算を算定

訪問歯科衛生指導料

- 訪問歯科衛生指導料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・単なる日常的口腔清掃等のケアを実施したものに対して算定
 - ・算定した時間が重複
 - ・歯科医師が歯科衛生士に指示した指導内容の要点の診療録記載が不明確

5 検査

- ◎ 検査の実施にあたっては、その検査結果を診療録へ記載すること。また、個々の患者の状態に応じて必要な項目を選択し、段階を踏んで必要最少の回数で実施し、結果は適宜評価し治療に反映させ、治療の判断及び治療計画の修正等を的確に行うこと。
- 歯周組織検査の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・算定要件を満たさない歯周基本検査（歯周ポケット測定、歯の動揺度検査）
 - ・算定要件を満たさない歯周精密検査（4点法による歯周ポケット測定、フロービング時の出血の有無、歯の動揺度検査及びプラークチャート）
 - ・初診日において、主訴に先行した画一的な歯周組織検査
 - ・初回検査実施から2回目の検査までの間隔が短期間であり、治療方針が不明確な歯周基本検査
 - ・歯周基本治療直後に実施した不適切な歯周組織検査
 - ・歯周組織検査結果からみて、必要性に乏しいSRP
- 平行測定の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・計測方法、計測結果が診療録に記載されていない
 - ・6歯以上のブリッジの平行測定用模型については整理保管されていない
- 顎運動関連検査について、適切な検査を行い、測定結果について、診療録に記載すること。
 - ・チェックバイト検査、ゴシックアーチ描記法、下顎運動路描記法（MMG）、パントグラフ描記法
- 口腔外科関連検査の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・一律に行われている術前のセット検査
 - ・臨床所見等から判断して必要性に乏しい検査

6 画像診断

- ◎ 画像診断を算定する場合は、診療録への所見記載を充実させること。また、エックス線写真は適切に整理保管すること。
- エックス線撮影の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・不鮮明なもの、治療に必要な部位が撮影されていないもの
なお、このような場合には、再撮影して治療の適正を期すること
- エックス線写真が傾向的に実施されているので、必要性に応じた的確に実施すること。

7 投薬

- ◎ 投薬に当たっては、その必要性を十分に考慮した上で、適応、用法、用量等の薬事法上の承認事項を厳守して使用すること。また、治療効果判定を行い、漫然と投与することのないよう留意すること。
また、処置内容、症状、経過からみて、必要性が判然としない（傾向的、画一的、過剰）投薬は行わないこと。患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認してから投薬すること。
- 投薬の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 診療録に投薬の服用方法の記載がない
- 発行する処方せんには、後発医薬品への変更にかかる欄を作成すること。

8 リハビリテーション

- 摂食機能療法の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 治療計画の未策定なもの
 - ・ 実施時刻（開始時間と終了時間）、実施計画の要点、機能訓練に対する評価、療法の内容、使用用具等の名称等が診療録に記載のないもの

9 処置

- ◎ 処置にあたっては、その妥当性や必要性を十分に考慮し、所見を診療録に記載すること。
- 根管治療の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 実際の根管数とは異なる根管数の算定
 - ・ 根尖孔まで充填が気密に行われていない加圧根管充填加算
 - ・ 根管充填後に歯科エックス線撮影で気密な根管充填が行われていることを確認していない加圧根管充填加算
- 歯冠修復物又は補綴物の除去の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 根管内鑄造体除去において、歯根の長さの3分の1以上の長さが無いものに対する算定
 - ・ 実際の切断数に基づかないブリッジの切断・冠除去の算定
 - ・ 除去（困難なもの）の算定要件を満たさないものを算定
 - ・ 抜歯予定歯牙の補綴物についての算定
- 齶蝕処置の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 支台築造時、歯冠修復時の算定
- 歯周疾患処置の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 使用薬剤名及び使用量についての診療録への記載がない

- 歯周基本治療と併行して行った歯冠修復又は欠損補綴が認められたので、診断と処置の流れを再考すると共に、計画的に診療を行うこと。
- 歯周治療の後に確認の歯周組織検査を行わず、歯冠修復、有床義歯、ブリッジに着手した例が認められたので改めること。
- 歯周基本治療の後に治療効果を評価をせず、短期間にSRPを行っていたので改めること。
- 暫間固定（簡単なもの）の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 臨床所見、検査結果等から判断して必要性の認められないものに対する算定
 - ・ エナメルボンドシステムによる暫間固定を行った場合の装着の費用及び装着料の算定
 - ・ テンポラリークラウンを暫間固定（簡単なもの）として算定
 - ・ 診療録に実施方法等が記載されていないもの
- 有床義歯床下粘膜調整処置の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 床裏装や再製が必要とされる場合以外に算定
- 歯内療法について、漫然と歯内療法が続けられている例がみられたので改めること。

10 手術

- ◎ 手術における所見、手術内容、予後等の診療録記載の充実を図ること。
- ◎ 検査結果、臨床所見等から判断して必要性が判然としない傾向的な手術が認められるので改めること。
- 同一手術野又は同一病巣に対して複数の手術を行った場合は、主たる手術の所定点数により算定すること。
- 同一手術野において繰り返しの手術が認められたので改めること。
- 抜歯手術の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 歯根肥大又は骨の癒着歯等に対する骨の開削又は歯根分離術が行われていない難抜歯の算定
 - ・ 骨性の完全埋伏歯又歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当しない埋伏歯の算定
 - ・ 保存不可能と判断した根拠、抜歯に至った経緯等の診療録記載が乏しい
- 歯根嚢胞摘出手術（歯冠大）において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 当該歯根嚢胞の原因となった歯の歯冠大の嚢胞とは認められない歯根嚢胞摘出手術の算定

- 口腔内消炎手術（歯肉膿瘍、骨膜下膿瘍など）を実施した場合の算定において、部位、症状、術式、切開線の長さに関する診療録の記載が不備である例が認められたので改めること。

1.1 麻酔

- ◎ 伝達麻酔及び浸潤麻酔を行う場合は、臨床症状等から判断して適切に行うこと。
- 薬剤名、使用量等に関する診療録の記載が不備である例が認められたので改めること。
- 歯周基本治療時の麻酔について、診療録の記載（麻酔の使用、薬剤名、使用量等）が不備である例が認められたので改めること。

1.2 歯周治療

- ◎ 「歯周病の診断と治療に関する指針」を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ◎ 歯周病に係る症状、所見等の診療録記載を充実させ、診断根拠や治療方針を明確にすること。
- 歯周疾患患者に歯周組織検査、歯周基本治療を行ってから補綴治療を行うこと。
- 歯周治療と並行して補綴治療を行う場合は、歯科医学的に適切に行うこと。
- 検査結果、臨床所見等から判断して歯周外科手術の妥当性を確認すること。
- 歯周外科手術における手術所見、手術内容、予後等に係る診療録記載は的確に行うこと。
- 歯周外科手術と並行し、補綴治療を行う場合は、歯科医学的に適切に行うこと。
- 治癒の判断、治療計画の修正等が的確に行われていないので改めること。
- 歯周治療において、必要に応じて歯周精密検査を実施すること。
- 短期間で複数の歯周基本検査、歯周組織検査を行っている例が認められるので改めること。

1.3 歯冠修復及び欠損補綴

- ◎ 補綴時診断料の算定要件は、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等を診療録に記載することとなっているので留意すること。
- ◎ 「ブリッジについての考え方2007」（平成19年11月日本歯科医学会）に基づきブリッジの設計をすること。
- クラウン・ブリッジ維持管理料の算定にあたり、患者提供文書の内容が不十分であるので改めること。また、患者へ文書を交付すること。
- 歯科技工指示書の設計、製作方法、使用材料、歯科医師の住所及び氏名、技工所名については適切に記載すること。

- 歯科技工納品書の患者氏名、部位の記載がされていないので、歯科技工所に記載するよう指示を行うこと。また、納品書に記載のある納品日と実際の納品日が相違している例が見られたので、納品の際は十分に確認すること。
- 有床義歯修理の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・破折部位、修理内容等の診療録への記載がない
- 鑄造歯冠修復の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・根面被覆処置を行わずに作成された残根上の義歯
- 有床義歯床裏装の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・新たに有床義歯を製作することを前提にした算定
- 有床義歯の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・患者への情報提供文書の記載内容が不十分
- 補綴物維持管理料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・補綴物維持管理に係る内容が患者に文書提供されていない

1 4 歯科矯正

- ◎ 歯科矯正診断料・顎口腔機能診断料及び歯科矯正管理料の算定要件は、患者に対し文書により必要な情報を提供することとなっているので留意すること。

1 5 保険外診療

- ◎ 保険診療から保険外診療（自費）に移行した場合には、その旨を診療録に記載すること。
- ◎ 保険外診療に係る診療録は、保険診療用とは別に作成すること。

II 事務的取扱いに係る事項等

1.6 事務的取扱いに係る事項

- ◎ 診療録とレセプトの間（診療内容、部位、病名、所定点数、合計点数）について、不一致がみられたので、照合・確認を十分に行うこと。
- ◎ 保険証は、毎月、受給資格の確認を行うこと。
- ◎ 帳簿、伝票等の関係書類については、所定の期間（3年）保存しておくこと。
 - ・ 歯科技工指示書や歯科衛生士業務記録簿の整理保管に留意すること
- 診療報酬支払基金等からの返戻、増減点連絡書は内容を十分に検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどの活用を図ること。
- 届出事項の変更届を提出していない例が認められたので改めること。

事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に届出事項の変更届を提出すること。

 - ・ 保険医等の異動（常勤及び非常勤）
 - ・ 標榜診療科名、診療日及び診療時間の変更
- 厚生労働大臣が定める掲示事項（施設基準の届出事項、明細書発行の有無、明細書発行の手続き・費用徴収の有無・費用徴収を行う場合の金額）について、適切に行うこと。
- 院内掲示を適切に行っていない例が認められたので改めること。
 - ・ 届出事項（電子化加算、補綴物維持管理料、地域医療連携体制加算）
 - ・ 保険外併用療養費（金属床総義歯の概要及び費用）
- 一部負担金の日計表への記載が誤っている例がみられたので、正確に記載すること。また、未収金についても経過がわかるように記載すること。
- 一部負担金の取扱いにおいて、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 徴収すべき者から徴収していない
 - ・ 計算方法の間違い
 - ・ 診療の都度徴収していない
- 点数表の各部単位で金額の内訳が分かる領収書を発行していないので改めること。
- 領収書の交付がされていないので、正当な理由がない限り、領収書を交付すること。